

宿泊業をサイバーリスクから守る！ 現代に必要な保険

ご加入のご案内

サイバー事故あんしん保険 ★個人情報漏えい事故にも対応！

(サイバー保険特約条項セット業務過誤賠償責任保険)

◎ 宿泊施設様からこんなお声（事例）がありました。

従業員が顧客からのメールを開いたところ、ウイルス検知ソフトが反応。
メールの送り主は取引先を名乗り、添付されていた「請求書」を開いたところ動作がおかしくなった。
上司に報告し、すぐにネットワーク切断をしたが、情報の漏洩やシステムの復旧が必要になった
(情報漏洩は無かった)。

原因調査費用・被害確認費用 100万円
復旧費用 300万円



専門業者に依頼し、無事に作業を終えたが、予想外の出費と復旧に長い時間がかかり業務に支障もでてしまった。

「サイバー事故あんしん保険」はこんなときに役立つ保険です！！

個人情報漏えい

標的型
メール攻撃

ランサムウェア
による金銭等の要求
(身代金は保険金支払対象外です。)

マルウェア
感染

情報機器・外部記憶媒体等の
紛失・置き忘れ



◆ 募集締切日：新規・更新加入 2025年3月14日（金）

◆ 保険期間： 2025年4月1日午後4時～2026年4月1日午後4時

◆ 保険契約者： J T B 協定旅館ホテル連盟

◆ 加入対象者： J T B 協定旅館ホテル連盟会員

◆ 被保険者： 会員企業さま（記名被保険者）とその役員または使用人

※役員または使用人は記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて、被保険者とします。

※中途加入の場合は、毎月20日締切（保険料が着金すること）で翌月1日午後4時から2026年4月1日午後4時までの保険期間となります。

適用地域は

「全世界」

(インバウンド需要にも対応)

このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト (<https://www.sompo-japan.co.jp/>) でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります）。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

ご契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

「サイバー事故あんしん保険」について

以下の対象事由①～④の発生に起因して生じる「賠償責任」から「解決/再発防止」までの諸費用を補償します。

対象事由	概要
① 情報漏えい・おそれ	被保険者の業務における情報漏えいおよびそのおそれ
② デジタルコンテンツ 不当事由	デジタルコンテンツの使用の結果生じた名誉棄損や、プライバシー侵害、著作権または商標権侵害など
③ サイバー攻撃	被保険者のコンピュータシステムに対する不正なアクセスや処理、操作、犯罪行為など
④ ITユーザー業務	上記①～③以外の業務の一環としてのシステムの所有、使用、管理に起因する偶然な事由

対象とする損害	概要
(A) 事故時あるいはそのおそれが 生じたときの対応、 事故後の対策等に必要費用 (事故対応特別費用、サイバー攻撃 対応費用、情報漏えい対応費用、法 令等対応費用)	事故原因調査費用
	事故現場保存、状況調査、記録
	事故拡大防止・再発防止費用
	情報・ウェブサイト修復費
	通信費、謝罪文作成・送付費用
	弁護士への相談費用
	コールセンター設置、運営等
	漏えいした情報のモニタリング
	見舞金(品)購入・発送費用
	情報機器等修理費用
サイバー攻撃・情報漏えいの有無判断のための外部調査費用(注)	
会員様の不測の費用出費を 「あんしん」にお守りします	

(B) 賠償責任を負担することで 生じる損害	提起された損害賠償請求について、会員企業さまが負担する損害賠償金等を補償 します。
	損害賠償金 訴訟費用 弁護士報酬 など

(注) サイバー攻撃の恐れが、次の①または②のいずれかによって発見された場合にかぎりま

- ① 公的機関からの通報(サイバー攻撃に関する被害の届出および情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人からの通報を含みます。)
- ② 被保険者システムのセキュリティ運用管理を委託している会社等からの通報または報告



緊急時の対応をサポートするサービスも提供

サイバー保険には、情報漏えい等のセキュリティ事故が発生した際に原因調査や事故の公表、被害者からの問い合わせ窓口の設置等の緊急対応を支援する「緊急時サポート総合サービス」が自動でセットされます。

調査・緊急対応支援機能	原因・影響範囲特定、被害拡大防止アドバイス	※緊急時サポート総合サービスは、SOMPOリスクマネジメント社がコーディネーション役を担い、各サービスの提供委託先との総合調整を行います。 ※サービス利用料金は、契約の範囲内でサイバー保険の事故対応に関する費用保険金から充当されます。
緊急時広報支援機能	報道発表・社告支援、WEBモニタリング支援等	
コールセンター支援機能	コールセンター立ち上げ、運営支援	
信頼回復支援機能	再発防止策の実施状況について証明書を発行	
GDPR対応支援機能	規制当局への対応支援、協力弁護士紹介等	

調査・緊急対応支援機能	緊急時広報支援機能	コールセンター支援機能
■ 事故判定 ■ 原因究明・影響範囲調査支援 ■ 被害拡大防止アドバイス 等	■ 謝罪、公表文書のチェック ■ 記者会見対応支援 ■ SNS炎上対応支援 等	■ コールセンター立ち上げ ■ コールセンター運営 等
信頼回復支援機能	GDPR対応支援機能	コーディネーション機能
■ 再発防止策の実施状況について証明書を発行等	■ 監督機関への通知対応支援 等	■ 必要となる各種サポート機能の調整 等

☆事故が起こった場合☆

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】

0120-727-110

<受付時間>

平日/午後5時～翌日午前9時 土日祝日(12月31日～1月3日を含みます。)/24時間
※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

「サイバー事故あんしん保険」の特長

① 「情報漏えい」（個人情報漏えい含む）をはじめ、サイバーリスクを包括的に補償
使用人等の犯罪行為も対象

外部からの攻撃だけではなく、内部のシステムオペレーションミス（例：メール、郵便物、FAXなどの誤送付など）、システムの管理不備等の過失に起因する事故も対象です。また使用人の犯罪行為に起因する事故も補償対象となります。

③ 内部・外部要因・システム起因のサイバーリスクを総合的に補償

外部からのサイバー攻撃により生じた事故だけでなく、貴社の従業員のオペレーションミス等の過失によって生じた事故も補償します。

⑤ 全世界対象（インバウンド対応）

近年爆発的なインバウンド需要増加で、海外からの宿泊客が増えており、全世界に対応した対策が必要になります！サイバー保険では海外で発生した事故および海外で提起された損害賠償請求も補償します。



② サイバー攻撃や情報漏えいの「おそれ」にも対応

サイバー攻撃を受けた可能性を検知した場合、実際の攻撃の有無を調査する費用、万が一に備えシステムやネットワークを遮断する費用も補償します。

④ 紙媒体での情報漏えいにも対応

電子データによる情報漏えいに限らず、書類の誤廃棄や鞆の置き忘れ等、システム起因でない情報漏えいまたはそのおそれの事故も補償します。

⑥ 保険料は売上高で算出！！
 しかも会員さま向け価格！！

保険料は別紙「サイバー事故あんしん保険 保険料表」のとおり、補償プランと御社の売上高で決定します。したがって、質問票等のご提出は不要です。
 また売上高のレンジによって保険料が決まっておりますので、保険料試算依頼が不要です。
 （一部、売上高10億以上の場合は別途試算が必要です。）

保険金をお支払いできない主な場合

【共通】

- ① 保険契約者または被保険者の故意
- ② 被保険者が行ったまたは加担もしくは共謀した窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為
- ③ 被保険者が、その行為が法令に違反していることまたは他人に損害を与えることを認識しながら行った行為
- ④ 他人の身体の障害、他人の財物の滅失、損傷、汚損もしくは紛失または盗取もしくは詐欺
 ただし、他人の紙または記録媒体が紛失、盗取または詐欺されたことにより発生した情報の漏えいまたはそのおそれを除きます。
- ⑤ 記名被保険者の業務の履行不能または履行遅滞。ただし、次のアまたはイに掲げる原因による場合を除きます。
 ア. 火災、破裂または爆発
 イ. サイバー攻撃またはITユーザー業務の偶然な事由による被保険者システムの損壊または機能の停止
- ⑥ 知的財産権の侵害。ただし、著作権、商標権および意匠権の侵害に起因する損害賠償請求を除きます。
- ⑦ 被保険者の業務の対価の見積もりまたは返還
- ⑧ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた不正競争等の不当な広告宣伝活動、放送活動または出版活動による他人の営業権の侵害
- ⑨ 差押え、徴発、没収、破壊等の国または公共団体の公権力の行使

- ⑩ 暗号資産の換金、売買、決済その他の取引または消失
- ⑪ 戦争等（以下のアからウに掲げるものをいいます。）に起因する損害
 ア. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 イ. アの過程または直接的な準備として行われる国家関与型サイバー攻撃
 ウ. 安全保障または防衛に重大な影響を与えるもの
- ⑫ 記名被保険者が前払式支払手段発行者または資金移動業者である場合、前払支払手段の不正な操作や不正な資金移動等に起因する損害
- ⑬ 記名被保険者が金融機関である場合、金融商品等の取引や手続き、システムもしくは現金自動預入支払機を通じて行われる資金または財産の移転等

※①から③までについては、それらの行為を行った被保険者が被る損害のみ補償対象外です。

【事故に関する各種対応費用部分】

- ① 記名被保険者が偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱いに起因する情報の漏えいまたはそのおそれ
- ② 記名被保険者の役員に関する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
- ③ 電気、ガス、水道、通信もしくはインターネット接続サービスの中断、停止または障害が発生したことにより、記名被保険者に対してそれらが提供されなかったことに起因して発生した費用

サイバー事故あんしん保険 ご加入方法

裏表紙の「サイバー事故あんしん保険加入依頼書・見積依頼書 兼 見積回答書」に必要事項をご記入の上、JTB旅連事業までFAXください。

<ご加入プラン（および支払限度額）>

（保険期間1年、一括払）

以下4つのプランの中からお選びください。

プラン	(A) 事故対応費用保険金	(B) 賠償保険金
【A】充実プラン	3,000万円	3億円
【B】あんしんプラン	1,000万円	1億円
【C】お手頃プラン	500万円	5,000万円
【D】ライトプラン	300万円	3,000万円

おすすめ

※自己負担額なし、縮小てん補割合100%

※保険料表は後掲の「サイバー事故あんしん保険 保険料表」をご確認ください。

ご注意

- 賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。
- 加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- この保険契約の保険適用地域は全世界となります。
- 加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入のお申込み日から3か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- この保険の保険期間（保険のご契約期間）は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●個人情報取扱いについて

- 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
 - 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。
- また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。
- なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

●告知義務（ご契約締結時における注意事項）

- (1) 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

<告知事項> 加入依頼書および付属書類の記載事項すべて

- (2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項（注）について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

(注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

- ①記名被保険者（追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。）
- ②その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容
- ③損保ジャパンが加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項

●通知義務（ご契約締結後における注意事項）

- (1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合（ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。）

- (注)加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合でその事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。
- (2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかつたときを除きます。
- (4) 重大事由による解除等
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

●事故が起きたときには

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
<1> 事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
<2> 上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
<3> 損害賠償の請求の内容
 2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
 3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
 4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
 5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
 6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
 7. 上記の1.～6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。
- 示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
 - この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。
 - 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	医師賠償責任保険事故・紛争通知書、罹災証明書、交通事故証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書、刑事弁護士費用に関する通知書 など
③	保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、函面（写）、被害品明細書、賃貸借契約書 など ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、相手からの領収書、承諾書 など

- 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。
①公的機関による捜査や調査結果の照会 ②専門機関による鑑定結果の照会 ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査 ④日本国外での調査 ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。
- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。
- 賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
- 被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- クーリングオフ（ご契約のお申込みの撤回等）について
この保険は営業または事業のためのご契約のため、クーリングオフの対象とはなりません。
- ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険責任は保険期間の初日の午後4時に始まり、末日の午後4時に終わります。
- 取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

サイバー事故あんしん保険 保険料表

< 保険料表の見方 >

1. 一番左の列で、御社の売上高区分（施設の売上高）を確認ください。
2. A～Dのタイプを選択ください。該当する保険料を< 加入依頼書 >にご記入ください。

< 例：直近会計年度の年間売上高1億6000万、Aプランに加入の場合 >

売上高区分「1億5000万円超～2億円未満」の「Aプラン列」⇒75,250円

年間保険料表

(保険期間1年、一括払)

売上高区分 プラン	Dプラン (ライトプラン)	Cプラン (お手頃プラン)	Bプラン (あんしんプラン)	Aプラン (充実プラン)
	賠償保険金額：3,000万円 費用保険金：300万円	賠償保険金額：5,000万円 費用保険金：500万円	賠償保険金額：1億円 費用保険金：1,000万円	賠償保険金額：3億円 費用保険：3,000万円
～5,000万円以下	16,000円	21,000円	30,000円	43,000円
5,000万円超～1億円以下	20,000円	26,250円	37,500円	53,750円
1億円超～1億5,000万円以下	24,000円	31,500円	45,000円	64,500円
1億5,000万円超～2億円以下	28,000円	36,750円	52,500円	75,250円
2億円超～2億5,000万円以下	32,000円	42,000円	60,000円	86,000円
2億5,000万円超～3億円以下	36,000円	47,250円	67,500円	96,750円
3億円超～3億5,000万円以下	40,000円	52,500円	75,000円	107,500円
3億5,000万円超～4億円以下	44,000円	57,750円	82,500円	118,250円
4億円超～4億5,000万円以下	48,000円	63,000円	90,000円	129,000円
4億5,000万円超～5億円以下	52,000円	68,250円	97,500円	139,750円
5億円超～5億5,000万円以下	56,000円	73,500円	105,000円	150,500円
5億5,000万円超～6億円以下	60,000円	78,750円	112,500円	161,250円
6億円超～6億5,000万円以下	64,000円	84,000円	120,000円	172,000円
6億5,000万円超～7億円以下	68,000円	89,250円	127,500円	182,750円
7億円超～7億5,000万円以下	72,000円	94,500円	135,000円	193,500円
7億5,000万円超～8億円以下	76,000円	99,750円	142,500円	204,250円
8億円超～8億5,000万円以下	80,000円	105,000円	150,000円	215,000円
8億5,000万円超～9億円以下	84,000円	110,250円	157,500円	225,750円
9億円超～9億5,000万円以下	88,000円	115,500円	165,000円	236,500円
9億5,000万円超～10億円以下	92,000円	120,750円	172,500円	247,250円
10億円超～10億5,000万円以下	96,000円	120,970円	173,020円	248,650円
10億5,000万円超～11億円以下	97,400円	121,190円	173,540円	250,050円
11億円超～11億5,000万円以下	98,800円	121,410円	174,060円	251,450円
11億5,000万円超～12億円以下	100,200円	122,800円	174,580円	252,850円
12億円超～12億5,000万円以下	101,600円	124,500円	175,100円	254,250円
12億5,000万円超～13億円以下	102,900円	126,200円	175,600円	255,650円
13億円超～13億5,000万円以下	104,300円	127,900円	177,900円	257,050円
13億5,000万円超～14億円以下	105,700円	129,600円	180,300円	258,450円
14億円超～14億5,000万円以下	107,100円	131,300円	182,700円	259,850円
14億5,000万円超～15億円以下	108,500円	133,000円	185,000円	262,000円

※ 自己負担額：なし 縮小てん補割合（保険金に縮小割合を乗じて支払うこと）：100%

※ 1加入者毎に、保険期間中にお支払いする保険金の合計額は、賠償保険金額（総保険金額）を限度とします。

サイバー事故あんしん保険

加入依頼書・見積依頼書 兼 見積回答書

本紙はサイバー事故あんしん保険の加入依頼書・見積依頼書です。

売上高 1 5 億円以下の会員さまは、本紙に記入・捺印の上 J T B 旅連事業へ F A X いただくことで、サイバー事故あんしん保険への加入申し込みをされたものとみなします。別紙「サイバー事故あんしん保険 保険料表（裏面）」よりプランをお選びいただき、以下ご記入ください。

また売上高 1 5 億円超のご会員さまは、本紙を「見積依頼書」としてご利用ください。F A X いただいた内容をもとに保険料をご案内いたします。ご案内後、加入される場合は申込人押印欄に捺印の上 F A X でご返送ください。

個人情報の取扱いについて

○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
 ○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
 申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

◆会員さま情報（必ずご記入・ご捺印ください）

※メールでご案内をさせていただく場合もございます

郵便番号	(〒)		
ご住所			
申込人(法人名)			
役職名			
代表者名			
ご担当者名		メールアドレス	
電話番号		F A X	

申込人押印欄

印

法人の場合は法人印
個人の場合は担当者お認印

- 過去5年の間および現在認識しているサイバー・情報漏えい事故はありますか。
(ある ・ ない)
- 売上高（保険金算出基礎）のご申告（千円未満を四捨五入し、千円単位で下記ご記入ください）

売上高(直近会計年度)	ご申告いただいた会計年度
千円	年 月 ~ 年 月

売上高 1 5 億円以下
の会員さま

売上高 1 5 億円超え
の会員さま

- プラン をご選択ください (○でお選びください)

ご加入プラン	A ・ B ・ C ・ D
--------	---------------

- 「保険料表（裏面）」の該当保険料を記入ください

例：直近会計年度の年間売上高 1 億 6 0 0 0 万、Aプランに加入の場合
 売上高区分「1 億 5 0 0 0 万円超～2 億円未満」の「Aプラン列」
 ⇒ 7 5 , 2 5 0 円

<売上高 1 5 億円超の会員さま>

J T B 旅連事業にて保険料計算をいたします。見積希望プランをお選びください。

ご希望プランを○でお選びください
(複数選択可)

A ・ B ・ C ・ D

また下記に「○」をいただき、F A X してください。

見(積)依頼する

年間保険料： _____ 円

J T B 旅連事業で計算
左記にお見積ご回答

保険料はご請求書をお送りいたします。振込期限までに請求書に記載のJTB旅連事業の振込先にお振込みください。

お急ぎの場合は、J T B 旅連事業まで F A X してください。